

## 資料一覧

資料1 国の文化財指定・登録の状況について

資料2 重要無形文化財（生活文化）の指定・認定基準等について

## 国の文化財指定・登録の状況について

- 1 重要文化財（建造物）の新指定（令和7年10月24日 文化審議会の答申）  
 （指定は官報告示後）

○幸徳院観音堂（米沢市） ※現在は県指定（名称：笹野観音堂）

国指定重要文化財（建造物）の件数

	現在指定件数	今回答申件数 (新指定)	合計(現在指定件数と 答申件数との合計)
山形県	30 (1)	1 (0)	31 (1)
全国	2, 597 (233)	8 (0)	2, 605 (233)

(注) ( ) 内は国宝の件数で、内数である。

- 2 登録有形文化財（建造物）の新登録（令和7年11月7日官報告示）

○オリエンタルカーペット株式会社マーセライズ棟 ほか3件（山辺町）

国登録有形文化財（建造物）の件数

	現在登録件数	今回登録件数 (新登録)	合計
山形県	215	4	219
全国	14, 500	130	14, 630

## 幸徳院觀音堂（こうとくいんかんのんどう）

所在地：山形県米沢市笛野本町 5679-1

所有者：幸徳院

米沢市の笛野山東麓に位置する真言宗豊山派の寺院である。置賜三十三觀音靈場の第19番札所・笛野觀音として広く信仰を集め。觀音堂は、置賜一円で活躍した渋谷嘉蔵など4名の大工棟梁により天保14年（1843）に上棟し、彫物師として庄内の後藤藤吉などが関わった。入母屋造平入の大型三間堂で、軒唐破風を付けた入母屋造妻入の向拝を付し、屋根全体を厚い茅で葺く。東北地方では珍しく正面の外陣を吹放ち、外陣と向拝が形成する広い参拝空間を豊富な彫刻で飾る。当地における江戸末期の觀音堂のあり方を知る上で重要。県下では置賜地方に分布する江戸後末期の装飾豊富な寺社建築の代表でもある。豊富な造営資料により建築の経緯や大工などが明らかである点も貴重。



写真提供 米沢市教育委員会

## オリエンタルカーペット株式会社マーセライズ棟ほか3件

名称	所在地	建設年代	特徴など	種別	基準
オリエンタルカーペット株式会社事務所棟	山辺町	昭和 23 年 ／昭和 35 年改修	市街地の中心部に位置する絨毯製造会社の事務所。敷地入口近くに建つ、木造三階建、半切妻造鉄板葺で、一、二階の南側や西側を外に張り出す。外壁は下見板張で、一階の腰に緑色タイルを貼る。旧図案室の三階は水平に窓を連続して開く、開放的な外観の事務所。	産業 2 次	1
オリエンタルカーペット株式会社 だんつう 緞通棟		昭和 23 年／ 昭和 37、同 47 年改修	緞通棟は敷地南側中央に建つ絨毯の織工場。木造平屋建半切妻造鉄板葺を二棟連ね、外壁は下見板張と漆喰塗。柱や窓枠を桃色に塗装する。内部はキングポスト・トラス <sup>※1</sup> を用いた無柱の大空間に織機を配す。屋根のドーマー窓 <sup>※2</sup> が特徴的な外観で地域産業の様相を伝える。	産業 2 次	1
オリエンタルカーペット株式会社染色棟		昭和 23 年／ 昭和 25、同 41、同 47 年増築	染色棟は緞通棟の北方に建つ絨毯の染色工場。平屋建半切妻造鉄板葺の屋根にドーマー窓を設け、棟中央に越屋根を載せる。内部はキングポスト・トラスを用いた無柱の大空間で、染色用機械を配す。外壁は下見板張と漆喰壁で、ガラス窓を多く開け、開放的な外観。	産業 2 次	1
オリエンタルカーペット株式会社マーセライズ棟		昭和 25 年／ 昭和中期増築	マーセライズ棟は、染色棟東隣に建つ、絨毯染色後の艶出加工及び洗濯を行う工場。木造平屋建、半切妻造鉄板葺で棟中央に三箇所の越屋根を設け、外壁に窓を並べる。西側の乾燥場と洗濯場の上部は吹抜で、キングポスト・トラスを現す。敷地内の他施設とともに統一的な景観を形成。 【特記事項（※）については次ページ参照】	産業 2 次	1

### 【特記事項】

- ※1 キングポスト・トラス：トラス構造の形状の一つで、山形のトラスで束材が入ったもの
- ※2 ドーマー窓：屋根から突き出すように設置された窓

### 【参考】

#### ○種別

産業1次	農業、漁業、林業、農業用水、煙草栽培
産業2次	鉱業、工業、 <u>繊維</u> 、酒・味噌・醤油醸造、工業組合
産業3次	商業、店舗、銀行、薬局、旅館、レストラン、商業組合、運輸
交通	駅、鉄道、道路、港湾
官公庁舎	県庁舎、市役所、町村役場、裁判所、警察署、郵便局、電話局
学校	小中学校、高校、大学、幼稚園
生活関連	上下水道、ガス、電気、発電所
文化福祉	図書館、博物館、公会堂、劇場、迎賓施設、病院、浴場、保育所
住宅	農家、町家、住宅、別荘
宗教	寺院、神社、教会
治山治水	堰堤、砂防、水路工
その他	旧陸軍、旧海軍、船舶

#### ○基準（登録有形文化財登録基準）

原則として建設後50年を経過したもののうち

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

【写真】



事務所棟



綾通棟



染色棟



マーセライズ棟

# 報道発表



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

令和7年10月24日

## 文化審議会の答申 (重要無形文化財(生活文化)の指定・認定基準等)

文化審議会（会長 島谷 弘幸）は、10月24日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり生活文化関係の重要無形文化財の指定・認定基準等を定めることについて、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

詳しくは、別紙の資料「I. 答申内容」「II. 解説」「III. 参考」をご覧ください。

### <担当>

#### 文化庁 参事官（生活文化創造担当）

参事官	武藤 高之	（内線 9550）
参事官補佐	山崎 真司	（内線 9557）
文化財調査官	吉野 亨	（内線 9586）
電話：075-451-4111（代表）		

#### 文化庁 参事官（生活文化連携担当）

参事官	中島 勇人	（内線 5045）
文化財調査官（食文化部門）	大石 和男	（内線 5044）
電話：03-5253-4111（代表）		

## I. 答申内容

(別紙)

### 1. 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準について

重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（昭和 29 年文化財保護委員会告示第 55 号）について、生活文化関係を以下のとおり新設する。

#### 第一 重要無形文化財の指定基準 [生活文化関係]

生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下(二)及び(三)において同じ。）のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 芸術上特に価値の高いもの
- (二) 生活文化に係る歴史上特に重要な地位を占めるもの
- (三) 芸術上価値が高く、又は生活文化に係る歴史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

#### 第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 [生活文化関係]

##### 保持者

- 一 重要無形文化財に指定される生活文化（以下単に「生活文化」という。）を高度に体得している者
- 二 生活文化を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となって行う生活文化について、これを高度に体得している者が構成している団体の構成員

##### 保持団体

生活文化の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該生活文化を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつてゐる団体

## 2. 登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準について

登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準（令和3年文部科学省告示第90号）のうち生活文化関係について、以下のとおり傍線部の文言を追加する。

### 第一 登録無形文化財の登録基準

(生活文化関係)

保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）（重要無形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 芸術上の価値の高いもの
- 二 生活文化に係る歴史上の意義を有するもの
- 三 生活文化の成立又は変遷の過程を示すもの

### 第二 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

(生活文化関係)

保持者

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者

保持団体

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

## II. 解説

### 1. 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準について

#### ○意義・目的

生活文化の分野については、令和3年の文化財保護法改正により新設された無形文化財の登録制度によりこれまで計6件の登録無形文化財の登録を行い、幅広く緩やかな保護・継承を図ってきた。

この過程において、学術的調査の積み重ねにより、いくつかの案件について、特定の個人又は団体が有する特に優れたわざに関し、国による強い支援が必要と思われるケースも散見されるようになってきた。

以上のことから、生活文化に重要無形文化財の制度を導入するため、生活文化関係の重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準を新設する。

### 2. 登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準について

#### ○意義・目的

生活文化関係の重要無形文化財の指定制度を新設することに伴い、文化財保護法第76条の7に基づき、生活文化関係においても工芸技術関係等と同様に、登録無形文化財の対象に重要無形文化財を含めない規定を追加することとし、登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準の改正を行う。

#### (参考) 文化財保護法第76条の7第1項

文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

### III. 参考

#### 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準(昭和 29 年文化財保護委員会告示第 55 号)

##### 第一 重要無形文化財の指定基準

###### [芸能関係]

- 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
  - (一) 芸術上特に価値の高いもの
  - (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
  - (三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

###### [工芸技術関係]

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの
  - (一) 芸術上特に価値の高いもの
  - (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
  - (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

##### 第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

###### [芸能関係]

###### 保持者

- 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
- 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

###### 保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

###### [工芸技術関係]

###### 保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

###### 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

# 報道発表



令和7年10月24日

## 文化審議会の答申 (記録作成等の措置を講すべき無形文化財(生活文化)の選択基準)

文化審議会(会長 島谷 弘幸)は、10月24日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり生活文化関係の記録作成等の措置を講すべき無形文化財の選択基準を定めることについて、文化庁長官に答申しましたので、お知らせします。

詳しくは、別紙の資料「I. 答申内容」「II. 解説」「III. 参考」をご覧ください。

### <担当>

#### 文化庁 参事官(生活文化創造担当)

参事官	武藤 高之	(内線 9550)
参事官補佐	山崎 真司	(内線 9557)
文化財調査官	吉野 亨	(内線 9586)
電話 : 075-451-4111 (代表)		

#### 文化庁 参事官(生活文化連携担当)

参事官	中島 勇人	(内線 5045)
文化財調査官(食文化部門)	大石 和男	(内線 5044)
電話 : 03-5253-4111 (代表)		

## I. 答申内容

(別紙)

### 記録作成等の措置を講すべき無形文化財の選択基準について

記録作成等の措置を講すべき無形文化財の選択基準（昭和 29 年文化財保護委員会告示第 56 号）について、生活文化関係を以下のとおり新設する。

#### [生活文化関係]

生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの

## II. 解説

### 記録作成等の措置を講すべき無形文化財の選択基準について

#### ○意義・目的

生活文化の分野については、令和 3 年の文化財保護法改正により新設された無形文化財の登録制度によりこれまで計 6 件の登録無形文化財の登録を行い、幅広く緩やかな保護・継承を図ってきた。

この過程において、学術的調査の積み重ねにより、いくつかの案件について、特定の個人又は団体が有する特に優れたわざに関し、国による強い支援が必要と思われるケースも散見されるようになってきた。

以上のことから、生活文化に重要無形文化財の制度を導入する必要性が認められ、これに合わせて重要無形文化財の制度を補完する制度である記録作成等の措置を講すべき無形文化財の選択制度も整備する必要があることから、生活文化関係の記録作成等の措置を講すべき無形文化財の選択基準を新設する。

### III. 参考

記録作成等の措置を講すべき無形文化財の選択基準(昭和29年文化財保護委員会告示第56号)

[芸能関係]

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち我が国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

[工芸技術関係]

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの